



図2 まとめ買い契約による価格低下促進

ただ、こうした手法を導入した場合、将来の太陽光発電システムの価格低下を見込んだ買い控えが起こる可能性があります。それを防止するために「先に設置した人が損にならない」しくみも同時に整えていく必要があります。それが、以下に示すような、基金やグリーン電力によるサポートです。

②太陽光発電導入推進基金の創設

価格低下を促すと同時に、初期には設置資金を補助するしくみも考えていく必要があります。

また、学校や公共施設などの建物については、こうした基金を利用した導入を進めることがさらに有効と考えられます。この場合、市民や事業者による寄付、資源化物回収資金の活用、あるいは設置へのスポンサー制度の導入などが考えられます。

③「ふっさグリーン電力証書」の創設検討

市内で発電された太陽光発電システムによる電力を「証書」のかたちで購入し、太陽光発電設置者のコスト回収を市民や市内の事業者が支えるしくみを検討します。国の「新エネルギー特措法」では、電力会社に再生可能エネルギー由来の電力（新エネルギー等電力）を一定割合供給することを義務づけていますが、それと異なり、電力利用者が再生可能エネルギーで発電されたCO₂を排出しない電力である「グリーン電力」に対して別途料金を支払って購入し、発電者を支えるしくみです。これによって、太陽光発電システム設置者はコスト回収期間を短縮することができます。一方購入者には購入量に応じた「グリーン証書」を発行し、これを店に掲出したり、PRに使用したりできます。

たとえば、商工会や商店街が取り組み、証書を市内の商店で使えるクーポンで支払えば、地域経済の活性化にもつながります。上記の基金と組み合わせることも可能です。この場合には、契約者から支払われる料金から一定額を基金に組み入れていくかたちが考えられます。

たとえば、2010年度の導入目標2,937kWに対して、期待発電量は年間367万kWh。自家消費分を除いた余剰電力販売分を7割とすれば、対象となる電力は約257万kWh。これに対して10